

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

有形固定資産の減価償却は定率法により償却する。ただし、有形固定資産のうち建物、建物附属設備、構築物については定額法により償却する。一括償却資産は3年均等償却する。

②無形固定資産

無形固定資産の減価償却は定額法により償却する。（自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却する。）

(2) 引当金の計上基準

①賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当期に対応する金額を計上する。

②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき必要額を計上する。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金等の基準に関する内規に基づく期末要支給額を計上する。

(3) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっている。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。